平成２６年（フ）第３１４号
奈良市朱雀２丁目２番地の17　バーベナ朱雀102号
債務者　塩路　伸明
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３５１号
奈良県桜井市安倍木材団地１丁目10番地の16
債務者　杉本勢津子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６２号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目５番10―401号　マンション南
債務者　吉浦　京子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７９１号
広島市東区上大須賀町14番16―201号
債務者　金子　義公
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７５号
広島市佐伯区五日市町大字石内3302番地
債務者　中島　玲奈
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９３号
広島県廿日市市阿品台西４番21―306号
債務者　広兼　幸穂
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９４号
広島市東区尾長西１丁目８番10―401号　第２
債務者　藤本美恵子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１５号
広島県安芸郡府中町石井城１丁目５番15号204
債務者　川住　俊子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３号
広島県尾道市新高山２丁目2631番地４　県営新高山住宅２号館305号室
債務者　崎田　紘子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１３７号
愛媛県新居浜市船木甲1279番地の２、前住所愛媛県新居浜市新須賀町１丁目10番６号
債務者　松岡　長生
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１４１号
愛媛県四国中央市金田町金川174番地１　南部第一団地７区１棟２号
債務者　茶原宇五郎
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１４２号
愛媛県新居浜市中筋町２丁目４番37号
債務者　加地　沙織
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１４３号
愛媛県新居浜市中村４丁目７番23号　みやびコーポ101号室、前住所愛媛県新居浜市山田町13番18号
債務者　眞鍋ゆかり（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２３４号
福岡県久留米市中央町24番地９　プレアール中央町702号
債務者　江口百合子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第９１号
宮崎県延岡市大貫町３丁目945番地　県営住宅56―101―33
債務者　西田　律子（旧姓玉田）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第９６号
宮崎県日向市大字平岩5412番地２
債務者　内山美恵子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第６３号
鹿児島県薩摩川内市五代町1580番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市国分寺町7002番地２
債務者　髙木　政博
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係